

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関する事項を定める。

## (役員等)

第2条 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員のことをいう。

## (報酬)

第3条 役員等のうち法人業務を行う理事に対しては理事報酬を支給する。

## (支給額)

第4条 支給額は、月額30万円までとする。

2 尚、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席については、1回につき1万円とする。

## (支給日)

第5条 理事報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

## (改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから行う。

## 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年3月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年6月17日から改正施行する。

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。